

1 開会

○委嘱の委嘱

- ・市長挨拶
- ・委嘱状の交付

○委員及び事務局自己紹介

○会議の運営について

事務局より説明。会議の公開について出席委員全員了承された。

○委員長及び副委員長の選出

藤井寺市市民協働推進委員会規則第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により、委員長に石田委員が、副委員長に中辻委員が選出された。

2 議題

(1) 藤井寺市協働のまちづくり基本指針素案の変更点について

(事務局)

8月2日に石田委員長から岡田市長に指針改定案の答申を手渡していただいた。その後9月25日の協働のまちづくりフォーラムの開催、庁内各課への意見照会、パブリックコメントを実施した。庁内意見は4課から10件、パブコメは0件だった。その他事務局で表現変更や誤字脱字などの修正を加え、最終案としたものがお手元の指針(案)である。今後、市民協働推進本部に報告し、来年3月に改定という予定になっている。それでは順に変更点を報告させていただく。軽微な修正については説明を割愛させていただくのでよろしく願います。

<資料1について説明>

まず5ページ下の協働の関係図であるが、市民活動団体と地区自治会、地区自治会と行政を結ぶ線が抜けていたので追加した。

続いて7ページの下段「⑥子どもたちがより一層愛着と誇りを持てるまち」の文頭に「地域の核となる学校園を中心として、」と記載していたが、①～⑤までの表記に対して、⑥だけ「子どもたちがより一層愛着と誇りを持てるまち」の実現に「学校園を中心として」と限定した表記になっていたため、削除した。

続いて8ページの下段、③「目的・プロセスの共有」の文頭に「協働する主体同士は」が抜けていたので追記した。

続いて9ページの図の「協働の範囲・領域(イメージ)」の「C 行政が単独で行う活動」について、当初は「行政が単独となる協働」としていたものから変更した。

続いて11ページの(1)協働を進めるために期待される役割の中の「⑥学校園に期待される役割」について、当初は3点あげていたが、2点目の「多様な主体とネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し地域全体で学びを展開していく、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制を構築すること。」という部分について、このくだりは学校園ではなく、学校運営協議会という別の主体をイメージした記述になっていたため削除した。

その次の段の記述だが、当初の「学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、持続可能なまちづくりの基盤構築を推進すること。」という記述から、現在のように文言を

修正した。

続いて、14ページの用語集で、学校園の中に大学や高等学校も含まれていることを表すため、用語集に学校園を追加した。

続いて、協働の取組事例集の事1のTNRの取り組みの中の「役割分担」の一番下の「無料不妊手術活動」を「無料避妊活動」へ修正した。

次の事2、連携の中の事業内容の最後に「利用方法については生徒の中で話し合ってルールを作り、全校集会や生徒会新聞で周知する取り組みも行いました。」とあった部分は、1つの学校だけのことなので削除した。

次に事4の子ども子育て連絡会の記載については、趣旨は変わらないのだが、全体的に言い回しを変えて現在の形になっている。

あとは資料編の中の各資料のうち、「改定に向けた検討経過」や「委員名簿の表記」、「指針に基づいた市の取り組み」について、より詳しくするための追加や修正を加えている。

(委員長)

なにかご質問・ご意見はあるか。自動販売機の件だが、1つの中学校だけが生徒会で話し合って決めたということか。自動販売機は全公立中学校に入るのか。

(事務局)

自動販売機は近く3台目が設置されることになっている。ただ、設置の進め方は当初の事例のようなやり方をしない方向で考えているようで、3校のうちの1校だけの取り組みを挙げるのはどうかということで削除している。

(委員長)

中学校は3校だけか。

(事務局)

公立の中学校は3校である。

(委員B)

設置するとき、使い方も子どもたちが考えたと話していたが、同じことが各中学校でされたのか。

(事務局)

それはしていない。中学校によって取組方法は異なる。

(委員A)

自動販売機の話で、背景のさらにもう少し根本的なところで言うと、PTAとのやり取りの中で熱中症対策や、部活動のときに水分が欲しくなるという、保護者観点からの要望があったので、設置に発展したという経緯を聞いている。これだけだと、企業と行政だけという認識になってしまう。民間と行政だけではなくて、市民からの意見を吸い上げた結果という背景をもう少し盛り込んでおいたほうがいい。

(委員長)

私もそう思う。自動販売機にお金を出せない子もいる。保護者がそういう希望を言ったというのはすごく大事だと思う。

(事務局)

P T Aもきっかけの1つではあるが、ここで取り上げる部分でいうと、必ずしもそれだけがという訳ではない。ここで学校は直接的な関わりは薄いので、こういう形で入れた。タウンミーティングがきっかけという辺りまでは記載に至っていない。

(委員長)

ここは行政と民間の企業の協働を強調したいから、あえて保護者の働きかけを省いたということか。

(事務局)

省いたというのではなく、それだけがということではない部分がある。指針の表現的にはこれでいきたい。

(委員A)

自動販売機の設置に至る経緯で、すごく大事なところが抜け落ちている気がする。この話は教育委員会でも出ている話で、生徒会の子たちが自分たちでどんな商品を置くのかということも考え、なおかつ自分たちが飲みたいものだけではなくて、先生たちのことも考えて商品を決めたという経緯もある。そういう素晴らしい過程があるということも聞いていた。その辺りが、全部の学校ではないとしても、大事な部分が抜け落ちているこの発信の仕方が非常にもったいないと感じる。

(事務局)

熱中症対策というのは先生だけでなく、親も先生もみんな含めての学校ということである。ここはこれをしたがここはやらなかった。これから設置する学校がそういう形でやるつもりはないとなったとき、指針として表に出す事例としては、1つの学校だけが行った取り組みを書くと、他のところはどうだったのかといろいろな意見が出ることも考えられるので、ここは抜いてほしいというのが教育委員会の意見としてある。

(委員長)

他の中学校はP T Aと話し合いをせずに、一方的に決めたということか。

(事務局)

委員がおっしゃっているのは、オンラインミーティングで特定の学校という訳ではなくP T A全体として市長と意見交換をした時の話だと思う。その時にこういう話が出たという部分はあるが、それだけがきっかけかというところではない。指針として事例に挙げるときにそこまでは表記していない。

(委員長)

指針として挙げるときこそ、入れた方がいい。勝手に行政と会社が契約したから設置しています、と捉えられかねない。

(事務局)

それについても、下の協働のポイントのところ「熱中症対策を効果的に行いたい行政や学校」とあり、学校というのはPTAを含んでいる。

(委員B)

事例集の企業の固有名について、「飲料メーカーと市の包括連携協定」のような表現ではいけないのか。他の会社が出てきたときを考えて、大きな門戸を開けておいた方がいいと思う。文中の固有名は良いが、見出しは飲料メーカー等にするべきではないか。

(委員A)

先ほど市長もお話されていたと思うが、元々この基本指針自体が市民と協働していますと伝えることを目的としている。市民協働というのが非常に重要な意味合いを占めている部分だと思う。基本指針にどこまで載せるのかというようなところは、どうしても行政側の視点とかいろいろあると思うが、市民協働というところに重きを置くのであれば、市民と協働して事業を形にすることができたという事例があってもいいのではないか。

(委員長)

企業も市民という捉え方をされていると思う。保護者や住民や企業というのも、行政に対する協働の対象としての市民という位置は当然あると思う。でもそこに多様な人が関わっているということや、市と企業が協定を結ぶことに市民も共感しているということがすごく大事だと言える。ここで言えばPTAや中学生の本人ということがすごく大事だと思う。変えられるなら変えてほしい。また、自分も委員がおっしゃるように企業名は記載しないほうが良いと感じる。

(事務局)

一度検討し、最終の本部会議へ報告するまでに調整する。

(委員B)

今後こういう事例が増えてくれば、いろいろな企業が協力しようとして出てくると思う。飲料メーカーという表現が良い。

(委員長)

ぜひご検討いただくようお願いする。8ページの③「目的・プロセスの共有」のところ「協働する主体」を付け加えた説明があったが、「協働する主体同士は協働して」というのは変な言い方なので、このままいくのであれば、「協働する主体同士は」の後に句読点を入れたほうが良い。

(委員B)

後ろの「協働」を取れば良いと思う。

(委員長)

後ろの「協働して」を取るか、「協働する同士は」のあとに句読点を入れて、ここから違う文章だと

分かるようにしてもらったほうがいい。他にどうか。

特にないようなので、今の修正の提案 2 つについてご検討いただくということでよろしいか。検討し修正できない時は皆さんにご連絡いただく形をお願いします。

議題 1 つ目の変更点について、修正提案を含めて了解したということにする。

(2) 市民参加手続ガイドラインの策定について

(事務局)

指針改定案の中にもあるとおり、市の主要な取組の 1 つに市民参画の推進がある。市長マニフェストにも、市民とともに政策を決定するため、市民参画の機会の拡充をしていくとされている。これまでも市民の声を市政に反映するために、審議会等における市民公募委員の登用やパブリックコメント、タウンミーティングの開催など、市民参加の機会を設けることで、多くの市民の意見を把握し施策への反映に努めてきた。しかし、市民参加を実践していく中で、手続の個別具体的な基準がないことで、市職員がどのように取り組み、進めていけばいいのか迷うことがある。そのため、市民参加手続の基準等をまとめたガイドラインを策定することになった。

今後、このガイドラインに基づいて、行政活動に市民の参加をより一層定着させて、まちづくりの担い手としての市民と市が力をあわせて協働のまちづくりを推進していきたいと考えている。今のところ来年度中に完成させたいと考えており、委員会の皆さんにもご意見を伺いながら作っていききたいと思っているので、よろしくをお願いします。

(委員長)

何かガイドラインのことについてご意見はあるか。

(委員 E)

分からないのでもう少し詳しく説明をお願いします。

(事務局)

市が大きな政策を進めていく際は、議会にご意見を伺い、議決をもらうというやり方である。しかし今の市長は、市民の声を聞きながら進めていくことを重視しているので、できるだけ市民の声を聞く機会を作っていきたいと考えている。例えば市民の声を聞く手段として、タウンミーティングに参加して意見を出していただくという方法や計画などを考えるときの審議会で、市が指定する方々だけでなく、一般公募で市民自ら参加していただき、意見を聞く。また、計画(案)について広く知らしめて意見を求めるパブリックコメント、アンケート、それぞれの窓口での意見等に対応するというところもある。これらを整理し、市民の意見を吸い上げるにはこういう方法がありますということをもとめた手続きガイドラインを策定することになった。役所側の手続きの部分ではあるが、手続きの分かりやすさなど委員会のご意見もいただきながら案を作っていきたいと思っている。

(委員長)

なにかガイドラインに対する希望や意見はあるか。

(委員 A)

行政の会議に出席して、事業に対する評価をしなければならないとき、例えば何か事業をやりました、それに何人来ました、だけで終わっている。本当はそこから、いかに参加者を増やすかや、アンケートの提出率を上げるかというところを考えていかなければならないと思う。それを上げるためにどんな発信の仕方が必要なのか、どんな内容のものを織り込むべきだったのかというところに踏み込んでいかないと、市民参加を向上させていくということに繋がっていかない。やるだけで終わる、出すだけで終わるということの繰り返しがずっと続いている印象なので、より具体的な活動というものに置き換えるような考えや視点を持っていかないと、ガイドラインを作ってもなかなか市民参加の向上には繋がっていかないと思う。

(事務局)

これは市の職員が市民参加手続きを実践する際のガイドラインになる。市民に直接何かしてもらおうということではなく、市民参加を進める上でこういう手続きを市としてやっていかなければならないというガイドラインであり、そのために職員がどういうことを行わなければならないのかという部分について、市民の視点も取り入れていきたいと思っている。

(委員長)

この手続きを踏めば、行政と一緒にいろいろなことができますということが市民にも見えるようになるのか。

(事務局)

結果としてそうなるかもしれないが、あくまで職員向けのガイドラインということである。

(委員長)

市民に分からなかったら意味がないと思うので、市民にも分かるように作ってほしい。

(委員B)

市民の声を全部聞いていたらとにかく前に進まない。ガイドラインが、こういうことをやりましたとPR用みたいな形になることが懸念される。

(委員長)

もう1つ懸念されるのは、このガイドラインに沿ってやっているのに、それ以外のものは受け付けませんという市民の声を断るための理由にされることである。これだけ社会の価値観が変化して動いているのだから、その時その時に対応できる姿勢を持ってほしい。フランスではペットショップで犬や猫を売ってはいけないというルールができたと聞いているが、ペットショップはどうするのだろうか。

(委員C)

日本はしばらくなくならないと思う。コロナ禍で時間ができ、犬・猫を飼い、いらないと手放す人も多くなってきている。その辺りは飼う人の問題でもあるかなと思う。

(委員長)

犬・猫も大変だが、マムシや蛇やワニを放す人もいる。それくらい価値感が変わってきている訳なので、それに対応できるようにしてほしいと思う。他にどうか。

(委員A)

望むのはスピード感である。庁内協働推進体制図が資料に載っているが、なにか始めたい、イベントをしたいとなってきたときに、この体制図でスピード感をもって行えるイメージができない。どれだけやりたい熱が高い時にやれるのかが、事をいかに進められるかというところに直結してくる。行政に対しての手続きガイドラインなのであれば、そこを意識して体制づくりを考えてほしい。

(事務局)

基本的に協働の進め方は、担当課レベルで進めていく形になっている。体制としてはこうあると決まっているが、協働の取り組みについては、協働人權課だけではなくそれぞれの課において行うという方針である。

(委員A)

それをなかなか感じない。ちなみに協働事業とか協働という言葉がついているものに関しては、協働人權課が主導して進めることになるのか。

(事務局)

全て協働人權課を通す形になると、それこそ何をするにも時間がかかってしまう。関連のある部署が自らの判断で協働を進めていくというのが今の市政の基本的な方針である。協働人權課がすべてを担っている訳ではなく、藤井寺市としては協働を進めていく中で、それぞれの部署が横断的に、自主的に取り組み、いろんな事業を計画したり、市民との連携を進めていくということである。各部署が普段の業務で市民の声を聞いたり、それを業務改善に取り入れることはやっている。それにプラスして、どうすればもっと参加していただけるのか。そういったところを引き続きガイドラインの方で、ご意見をいただきながら改善していきたい。

(委員A)

市役所はいろんな部署があるが、結構横のつながりはあるのか。なんとなく縦割り意識が強いイメージがあり、おっしゃられている通り連携・共有ということがすごく重要であると思う。

(事務局)

基本的にはいろんな部署が連携してやっていくということだが、職員の考え方も様々あるので、連携ができていないとご指摘いただくような部分もあるかと思う。今回の指針の中でも、市の役割と市の取り組みの中で協働の意識・醸成というのが出てくる。実際に関係されている方が、これは横の連携ができていない、あるいは協働の観点が足りないのではないかと思われる部分があれば、これは職員の協働に対する意識がまだまだできあがっていないということだと思う。その辺もあり、市の方でも毎年協働に関する職員研修を行っている。市民から見ればできていないと思われる部分もあるかと思う。それを認識した上で、協働について職員の意識を変えていく必要があると考えているので、指針にも書かせていただいている。

(委員A)

ガイドラインの中で共有・連携を高めるための具体策というのでも検討していった方がいい。

(委員長)

みんなの意識がコロッと協働になるという訳にはいかないと思う。徐々に懲りずに私たちがどれだけ言葉を出し続けるかということがあると思うので、ぜひご協力いただきたい。他に何かあるか。

(委員F)

図の中に地区自治会との連携があるが、僕らの地区では社会福祉協議会との連携があって、地域の中で住民のつながりを持つというプロジェクトが現在進んでいる。孤独感だけ・自分のところだけに閉じこもらないようにというようなことを進めている。地域と協働人権課とのつながりというか、その辺はどのようになっているのか。

(委員G)

今まで自治会とつながりはあったが、コロナの状況もあり、高齢化が特に進んでいるということと、担い手不足だというようなことがある。次の対策としてどんなことを考えられるかということで、今までは何かあれば役所・社会福祉協議会・区長・民生委員に気づいた人がつなげようという取り組みだけだった。しかし、それだけではもう弱いのではということで、社会福祉協議会や役所に行かなくても何か気づいたことを発信でき、また、得られるようなことができないかということモデル的に実施している。例えば案として挙がっているのは、掲示板にこんなことができますとか助けてほしいとか、そういうことを地区の中から掲示板に貼っていくのはどうかというのがある。ただそれは、社会福祉協議会がずっと一緒にという訳ではなくて、あくまでも側面支援、むしろ後方的な支援という形でさせていただいている。それをうまく具合に区長にまとめていただいているところである。社会福祉協議会と行政ということ言うと、僕たちも福祉の協働という意味で先ほど言ったことをさせてもらっているし、同じような事業・困りごとということについては、共有もさせていただいている。

(委員長)

市役所側は市役所対市民という協働をすごく意識している気がする。今おっしゃったのは住民同士がどう繋がり合うかみたいなのところであるが、協働という意味もどんどん変わってきて、行政対市民という形から始まったが、今は市民同士・学校と企業・商店街と福祉施設などが広く理解されるようになってきた。それは最終的には市民1人1人がどう繋がっていくかというところに行くのではないかと。うまく円滑に潤滑に動かそうと思ったら、やっぱり市民同士が協働していかなければならないというところに行くと思う。しかし、社会全体が分断されて孤立化していつているので、協働ということが本当に1人1人もあるいは他の団体同士もとても難しくなっている。そんな意味ではこういうことはとても大きな課題に切り込んでいつていると思う。

ガイドラインについてご検討いただく。その力に私たちこのメンバーも一緒になって考えていくということについてはご了解いただいたということでもよろしいか。その他について事務局の方から何かあれば。

(事務局)

イオン藤井寺ショッピングセンターにて、9月17日から26日に開催した「市民活動PRパネル

展)、9月25日に同時開催した「協働のまちづくりフォーラム」について報告させていただく。まず、「市民活動PRパネル展」は、市内で活動する市民活動団体の方に活動内容をパネル展示していただくことで、地域の課題や活動への理解を深めていただく目的で実施した。7つの団体から申込があり出展していただいた。その中から、ユーモアのある活動として「松水苑健康デカ麻雀クラブ」が表彰された。次に「協働のまちづくりフォーラム」では、様々な立場で地域活動を実践している方々から、藤井寺市ではこうしていけば、もっと良いまちになるのではというお話をさせていただき、市民公益活動活性化に向けた場づくりを目的として行った。フォーラムの様子や、市民活動PRパネル展の表彰の様子は市公式YouTubeチャンネル「フジイデラテレビ」にて配信しているので是非見ていただきたい。また市広報紙11月号やInstagramの「フジイデライク」でも掲載している。

(委員長)

他にはないか。それでは会としてはここまでとさせていただいて、事務局の方にお返りする。

3 事務連絡

4 閉会